

労働基準広報 No.2158 2024 2/1

CONTENTS

特集 令和6年4月施行〈専門・企画〉裁量労働制の改正 — 6 専門型の適用も本人同意が必要となり その撤回手続と記録は双方で必須に

(編集部)

● 弁護士 & 元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ ————— 20

〈第113回〉労働条件明示のルール変更①

労働契約締結時に就業場所・業務の
変更の範囲を明示することを義務づけ

(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

● 2024年 厚生労働行政の抱負 ————— 34

労働基準局長 鈴木英二郎

職業安定局長 山田雅彦

雇用環境・均等局長 堀井奈津子

人材開発統括官 岸本武史

● 被保険者資格の取得に関する事項等の改正 — 43

健康保険組合管掌の被保険者も
資格取得届に住所記載が必須に

(編集部)

● NEWS ————— 1

◆ 労政審・令和6年度からの労災保険率は
「妥当」/全業種平均0.1引き下げ1000分の4.4

◆ キャリコン登録制度検討会が報告/更新時
の知識講習の定員上限30人の撤廃など提言

◆ 2023年度 第6回 雇用政策研究会/厚生省
が「職場情報提供の手引」作成の方針示す

◆ 診療報酬・介護報酬等の改定/診療報酬+
0.88%・介護+1.59%・障害+1.12%

ほか

● 本誌読者アンケート ————— 42

● 労働スクランブル 第459回 (飯田康夫) — 46

● わたしの監督雑感 ————— 54

宮城・石巻労働基準監督署副署長 金子貴範

● 編集室 ————— 56

アンケートへのご協力をお願い致します(42ページ)

労務相談室

回答者

賃金関係 [原材料等の高騰で所定労働時間を2時間短縮する場合] 休業手当は — 48 弁護士・平田健二

労働基準法 [時間外上限猶予事業の三六協定締結] 今年3月中なら従来どおりか — 50 弁護士・山口毅

社会保険 [別居中の妻と小学生の子を健康保険の被扶養者に] 必要な書類は — 52 特定社労士・松本雄之